コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　TOHO HOLDINGS CO.,LTD.

最終更新日：2015年7月6日
東邦ホールディングス株式会社
代表取締役社長　濱田矩男
問合せ先：経営企画室　03-6838-2830
証券コード：8129
http://www.tohohd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社ならびに当社グループは、お得意先、お取引先、株主、社員および行政機関等の様々なステークホルダーに対する責任を誠実に果たし、持続性のある企業として企業価値を高めるためには、企業経営に関する監査・監督機能の充実、コンプライアンスの徹底および経営活動の透明性の向上が重要であると認識し、コーポレートガバナンスの充実を経営上重要な課題の一つとして取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
塩野義製薬株式会社	4,650,112	5.94
田辺三菱製薬株式会社	3,573,456	4.57
アステラス製薬株式会社	2,000,470	2.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	1,668,600	2.13
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一三共口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,637,000	2.09
東邦ホールディングス従業員持株会	1,601,901	2.05
河野 博行	1,330,560	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,230,000	1.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,200,800	1.53
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,126,000	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	40 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邉俊介	その他								○			
村山昇作	他の会社の出身者								○			
永沢徹	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邉俊介	○	当社の連結子会社の取引先である国際医療福祉大学大学院の教授に就任しております。	(社外取締役に選任した理由) 株式会社日本経済新聞社記者として医療・福祉・年金問題に携わるとともに、厚生労働省ならびに日本医師会をはじめとする各種団体の医薬関係審議会委員等も歴任されており、その豊富なキャリアと大学教授としての幅広い見識等を当社の経営に反映していただくことができると判断し、社外取締役として選任いたしました。 なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 (独立役員に指定した理由)

			当社と国際医療福祉大学大学院との取引については、他の取引先と比べて大きく突出している状況になく、当社への影響は大きくありません。また、同大学の出身者が恒常的に当社の取締役に就任している状況になく、人的な交流も希薄であります。 これらの理由により、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定いたしました。
村山昇作	○	現在当社の連結子会社の取引先である株式会社iPSポータルの代表取締役社長に就任しております。	（社外取締役に選任した理由） 日本銀行において培ってきた財政・金融その他経済全般にわたる見識を有し、また、他社において代表取締役社長を現任されており、その豊富な知見、経験等を当社の経営に反映していただくことができると判断し、社外取締役として選任いたしました。 （独立役員に指定した理由） 株式会社iPSポータルと当社との取引については極めて僅少であり、同社は当社の株式も保有しておりません。また、株式会社iPSポータルの出身者が恒常的に当社の取締役に就任している状況になく、人的な交流も希薄であります。 これらの理由により、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定いたしました。
永沢徹	○	―	（社外取締役に選任した理由） 弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験を有し、企業法務に関する知見、経験等を当社の経営に反映していただくことができると判断し、社外取締役として選任いたしました。 また、会社更生管財人として会社の経営に関与したことがあり、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。 （独立役員に指定した理由） 同氏は、当社と法律顧問契約を締結しておりましたが、同氏が平成27年6月26日付で当社の社外取締役に選任されたことを受けて、同契約を解消いたしました。 従って、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人との連携に関しましては、監査役および監査役会は、会計監査人から年間監査計画、監査重点項目、監査結果等について報告を受け、必要に応じて面談での意見交換を行うなど会計監査人と密接な連携を図るとともに、会計監査人に対し監査の実施経過について、適時報告を求めて監査に役立てるなど、充実した監査に取り組んでおります。

監査役と内部監査部門との連携に関しましては、監査役および監査役会は、内部監査部門（グループ監査室）の監査結果の報告を適宜受けております。また、監査役の監査結果を適宜グループ監査室長にも伝えるほか、監査役会にグループ監査室長をオブザーバー出席させる等によって相互の連携強化を図るとともに、財務報告に係る内部統制についても、監査役会において適時報告をされており、充実した監査体制の確保に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況 更新	選任している

社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本禎郎	他の会社の出身者										△			
武田一夫	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本禎郎	○	当社の連結子会社の取引先である三共株式会社(現:第一三共株式会社)の出身です。平成18年7月に同社を退職しており、平成19年6月に当社社外監査役(常勤)に就任しております。	(社外監査役に選任した理由) 九州三共株式会社および株式会社栗原辨天堂の経営に携り、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく監査機能を期待し、社外監査役として選任いたしました。 (独立役員に指定した理由) 当社の連結子会社と第一三共株式会社との取引については、他の取引先と比べ大きく突出している状況になく、当社への影響は大きくありません。 また、第一三共株式会社の出身者が恒常的に当社の取締役に就任している状況になく、人的な交流も希薄であります。 これらの理由により、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されるため独立役員として指定しております。
武田一夫	○	現在当社の連結子会社の取引先であるMSD株式会社のシニア・アドバイザーとして勤務していましたが、平成26年6月に同社を退職しております。	(社外監査役に選任した理由) 製薬業界に関する豊富な知識と企業活動に関する見識等を有しており、当社の監査においてその職務を適切に判断し、社外取締役として選任いたしました。 (独立役員に指定した理由) MSD株式会社と当社の連結子会社との取引については、他の取引先と比べ大きく突出している状況になく、当社への影響は大きくありません。 また、MSD株式会社出身者が恒常的に当社の取締役に就任している状況になく、人的な交流も希薄であります。 これらの理由により、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員として指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役および社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役

該当項目に関する補足説明

特になし

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在していないため、記載しておりません。
なお、有価証券報告書、事業報告において全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会で決議を得た範囲内で、基本報酬・役員賞与および役員報酬の一部として導入した「業績および株価等を勘案した役員報酬」から構成されております。「業績および株価等を勘案した役員報酬」の中には「株式報酬型ストックオプション」も含まれております。
基本報酬は、当社を取り巻く経営環境等を勘案した上で各取締役の職位・役割に応じて決定しており、「業績および株価等を勘案した役員報酬」は、当社の営業成績に応じた成果配分としております。「株式報酬型ストックオプション」は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としております。
また、役員賞与は会社業績への貢献度等に応じて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役に対して、その業務遂行に必要な情報・資料等を関係部署が随時提供するとともに、情報・資料等を求められた場合は速やかに提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・社外取締役3名を選任し、取締役の業務執行に対する監督・監視体制を一層強化するとともに、外部有識者の意見を反映する体制の強化を図っております。
・ 当社は、経営環境の変化に迅速な対応ができる機動的な経営体制の構築ならびに取締役各人の責任および評価の明確化を図るために、取締役の任期を1年としております。
・ 当社は、原則として毎月定例の取締役会を開催している他、必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、適正な業務執行を確保するとともに、迅速な意思決定を図っております。
なお、当社は、取締役会における意思決定を効率的に行なうために、取締役会への上程議案を事前に審議する機関として、取締役・執行役員の他、グループ会社取締役・執行役員等から構成される「グループ経営委員会」を設置し、原則毎月2回開催する制度を導入しております。当社は、この「グループ経営委員会」での徹底審議により、業務執行の適正の確保も図っております。
さらに、当社の持株会社制移行により、平成21年4月1日、当社の医薬品卸売事業を東邦薬品株式会社に、当社の調剤薬局事業の管理事業をファーマクラスター株式会社にそれぞれ承継させる吸収分割を行い、東邦薬品株式会社およびファーマクラスター株式会社にそれぞれ中間持株会社としての機能を持たせたことに伴い、「グループ経営委員会」においては、当社および東邦薬品株式会社ならびにファーマクラスター株式会社の合計3社にかかるそれぞれの取締役会への上程議案およびそれに準じる重要案件を徹底審議することにしております。
・ 当社は、顧問弁護士の積極的活用を心がけ、専門分野ごとに複数の顧問弁護士から適宜アドバイスを受けることにより、適正な事業運営の確保を図っております。
・ 当社は、監査役会を設置し、監査役による取締役の職務執行の監査を実施しております。
監査役は、監査の方針および業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの業務遂行状況の報告、重要な決裁書類等の閲覧、業

務および財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施しております。
・当社は、会社の顧問弁護士とは別に、監査役会も独自に専用の顧問弁護士を確保し、監査役の立場から必要となる相談を適宜いたしております。
・当社は、経営の健全性および業務の適正を確保するために、業務部門から独立した「グループ監査室」を設置し、年間計画に従った定期監査および不定期の臨時監査を実施することにより、内部監査の充実および徹底を図っております。
・会計監査は、連結財務諸表および単体の財務諸表に関し、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。
業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数および所属する監査法人は、以下のとおりとなっております。
(公認会計士の氏名等)
指定有限責任社員・業務執行社員 渡邊浩一郎
同 武内清信
同 福田悟
(所属する監査法人)
新日本有限責任監査法人
(継続監査年数)
7 年以内であるため記載省略
監査業務に関わる補助者の構成 公認会計士8名、その他6名
その他6名の内訳は、公認会計士試験合格者4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社として、取締役会による業務執行の監督・監視および監査役会による監査のそれぞれの機能により適切なガバナンス体制を維持していると判断しております。
取締役13名のうち3名の社外取締役が就任しており、経営の監督機能の強化を図っております。また、取締役の任期を1年とし、毎年株主総会において信任を諮ることとしております。
また、社外監査役2名(全員常勤)を含む監査役4名全員が取締役会に出席することにより、業務執行状況の監視を徹底する体制を確保しております。
当社の監査役は当社本体の監査活動のほか、それぞれ分担して連結子会社14社の監査役(非常勤として)を兼務しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の招集通知を、法定の株主総会2週間前よりもある程度早く発送するように努めております。 平成27年については、招集通知発送日：6月5日、株主総会開催日：6月26日となっております。
電磁的方法による議決権の行使	平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使制度を導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームへ参加し、国内外各機関投資家に対し議決権行使の機会を広げる環境整備を行いました。
その他	株主総会招集通知および決議通知について、当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、確定決算および中間決算の内容開示の後、証券アナリストや機関投資家を対象にした決算説明会を継続的に開催いたしております。 また、個別の機関投資家に対しても適宜説明会を行なっております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役および担当取締役による海外機関投資家に対する個別訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社の決算短信、有価証券報告書、適時開示情報、株主総会招集通知等を掲載しているほか、決算説明会の状況を音声配信しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRの専任部署として、経営企画本部　広報・IR室　IR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ共通の「倫理綱領」において、当社グループが存続・発展していく上では、ステークホルダーと「信頼と共感」の関係を築いていくことが必要不可欠であることを具体的に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「全ては健康を願う人々のために」というコーポレートスローガンを基に、人々の医療と健康に貢献するべく、さまざまなCSR活動を推進しています。原則として年1回「東邦ホールディングスCSR報告書」を作成し、ステークホルダーの皆様にその活動内容を報告させていただいております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
当社は、会社法の規定に基づいて、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針を誠実に履行することにより、会社の業務の適法性および効率性を確保するとともに、リスクの管理に努める。また、社会経済情勢その他当社を取り巻く環境の変化に応じて適宜基本方針の見直しを行い、その改善充実を図る。

〔1〕取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、「共創未来グループ倫理綱領」(以下「倫理綱領」という。)において、法令はもとより社会規範にかない、遵守しなければならない倫理規範と実践すべき行動基準を定めている。共創未来グループの全社員(取締役、監査役、執行役員および従業員)は、この倫理綱領に従って行動する。
(2)取締役会は、法令、定款、取締役会規則等の規定に従い、当社の業務執行を決定するとともに、グループ会社の業務執行を監視・監督する。
(3)取締役会が行う取締役の職務の執行の監督を確保するために、取締役は、当社およびグループ会社の業務執行状況を正しく取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行を相互に監視・監督する。
(4)取締役は、法令、定款、取締役会規則・稟議規程等の規定に従って職務を執行することにより、適正な意思決定および業務執行を確保する。
(5)取締役は、金融商品取引法の規定に従って、グループ会社の財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用および評価を継続的に行い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保する。
(6)取締役の法令、定款、各種規程を遵守した職務の執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内(東邦ホットライン)・社外に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。

〔2〕使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、使用人が常にコンプライアンスを意識して職務を執行することを確保するために、グループ経営委員会の管理・監督の下に、倫理綱領の実践的運用と徹底を図る。特に、薬事関連の法規、独禁法等の公正競争の確保に関する法規、企業情報・個人情報の厳重管理等については、その遵守体制の維持・強化を図るとともに、その教育・啓発に注力する。
(2)当社は、職制を通じて適正な業務執行の徹底および管理を行う。問題が発生した場合は、就業規則に従って適正かつ厳正に処分するとともに、直ちに再発防止策を講じる。
(3)当社は、使用人の法令、定款および各種規程を遵守した職務の執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内(東邦ホットライン)・社外に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。これらを通じて、実効性ある内部通報制度の円滑な運営を図る。
(4)当社は、定期的な内部監査を実施することにより、使用人の職務の執行の法令、定款および各種規程に対する適合性を確認するとともに、適正な職務の執行の維持・強化を図る。

〔3〕取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)当社は、取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録も含む)およびその他重要な情報を、法令および「文書取扱規程」に基づいて、適正に保存・管理する。
(2)当社は、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受けることにより、その適正性を確保する。

〔4〕損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、「リスク管理基本規程」に基づいて、当社グループのリスク管理体制の整備を進めるとともに、当社グループに生じた、または生じる可能性のあるリスクの早期発見・把握に努め、リスクへの適切な対応を図る。
(2)当社は、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会およびグループ災害対策委員会等を通じてグループ経営委員会にリスク情報を報告し、適切な対応を図り、リスク管理体制の維持・整備に努める。
(3)当社は、当社グループに不測の事態が発生した場合には、社長(もしくは社長が指名する者)が指揮する対策本部を当社もしくは事業運営会社に設置し、迅速な対応をとり、損害を最小限に抑える体制を整えるとともに、医療用医薬品供給体制の維持・確立を図る。
(4)当社は、コンピューター処理システムの正常な稼働を維持するために、複数のデータセンターを置いてバックアップ体制を取り、事故に備えた体制を適切に構築する。

〔5〕取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時に開催または必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議して議決するほか、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
(2)当社は、取締役会への付議・報告事項については、事前にグループ経営委員会において充分な検討を行うことにより、効率的かつ実質的な取締役会の運営を維持する。
(3)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」を定め、それぞれの責任者およびその責任と執行手続を定める。
(4)当社は、中期経営計画および年次経営計画に基づいた当社グループの事業活動の進捗状況を、定期的に取締役会において確認する。

〔6〕企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社は、子会社の業務執行について決裁基準を整備し、これにより重要な業務執行についてはグループ経営委員会において協議・報告するとともに、必要に応じて取締役会に付議・報告を行う。また、「関係会社管理規程」に従って報告させることにより子会社管理を行う。
(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社は、「リスク管理基本規程」に定める「経営上のリスク」に適切に対応するため、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの推進を図る。
(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、「関係会社管理規程」に定める基本方針に基づき、報告体制を整備し、子会社を管理するとともに、重要なものについてはグループ経営委員会において協議する。
(4)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・当社は子会社に、業務の適正を確保するため倫理綱領に定める、倫理規範に基づく行動基準の実践を徹底させる。
・当社は、当社の定期的な内部監査を実施することにより、子会社の業務監査を実施し、職務の執行の適正性を確保する。

〔7〕監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
(1)当社は、監査役の職務を補助すべき使用人については、必要に応じて設けるものとする。
(2)当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合は、その任命・異動等人事に関する事項は、監査役との協議を経たうえで決定する。

〔8〕監査役への報告に関する事項
(1)監査役は、取締役会等の重要な意思決定会議に出席し、取締役および当社グループの使用人から重要事項の報告を受ける。

(2)取締役およびこれに準じる使用人は、法令・定款違反等会社に著しい損害を及ぼす重要な事実が発生した場合は、速やかに監査役に報告する。
(3)稟議は、決裁後速やかに監査役に供覧する。

〔9〕監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

〔10〕監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1)当社は、監査役会専用の弁護士、公認会計士、コンサルタント等の監査役監査に必要な費用を負担するものとする。
(2)当社は、上記のほか監査役が職務の執行上必要とする費用についても、負担するものとする。

〔11〕その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互に意思疎通を図る。
(2)監査役は、会計監査人から会計監査の計画、方法および結果について定期的に報告を受け、情報交換を行い、効率的な監査を実施する。
(3)内部監査部門は、内部監査情報その他必要な情報を監査役に提供し、監査役との緊密な連携を図る。
(4)当社は、監査役が会社の顧問弁護士とは別に監査役会専用の弁護士と顧問契約を締結し、活用することを保証する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〔1〕反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、全てのステークホルダーに対する責任を自覚したコンプライアンス経営を推進する観点から、市民社会の秩序および安全の確立に寄与することを重要な経営課題の一つとして認識しております。
そこで、反社会的勢力による不当な要求および商取引を装った接近を断固排除し、金銭その他の経済的利益を一切提供しないこととするとともに、透明性を確保した企業活動に努めることを基本方針としております。

〔2〕反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)当社は、当社および全社員が遵守すべき行動規範を定めた「倫理綱領」およびその「解説」において、反社会的な個人、団体からの特殊取引および金銭等の要求には一切応じないことを宣言するとともに、その対応策を定めています。
(2)当社は、当社のリスク管理体制の構築および維持を目的として設置した「グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会」において、社会の要請に応じるとともに実効性を確保した反社会的勢力排除の体制を整備するよう努めております。
(3)当社は、反社会的勢力が接近してきた場合、直ちに警察当局との間でも緊密な連携体制を整えて対応することにしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示の基本方針
当社は、適時適切な情報開示が上場企業としての重要な責務と認識し、金融商品取引法等の関係法令や上場証券取引所規則に従い、迅速かつ正確な会社情報を投資者に対して開示すべく社内体制の整備・運用に努めています。

2. 適時開示に係る社内体制
当社において、重要な案件は、原則として月1回開催する定時取締役会及び月2回開催するグループ経営委員会において承認するほか、必要に応じて臨時取締役会で承認しています。
これらの情報や、グループ各部門から報告された重要情報等の開示手続きは、
1）決算関連情報については、情報開示責任者である経営企画本部長および広報・IR室長、管理本部長
2）決算関連情報以外の会社情報については、情報開示責任者である経営企画本部長および広報・IR室長、関連する各部門長により、開示の必要性、開示内容および開示時期について検討を行い、開示が必要と判断した場合、会社情報についての開示資料を作成し、代表取締役社長の指示を得て適時適切な開示を実施しています。